



宮崎県公報

平成21年10月5日(月曜日)第2122号

発行 宮崎県
印刷 宮崎市高洲町222番地
合資会社愛文社印刷所

発行定日 毎週月・木曜日
購読料(送料共) 1年 36,000円

目次

	頁
告 示	
○有害興行の指定……………(こども家庭課) 1	
○民有林の保安林の指定予定(2件)……………(自然環境課) 1	
○廃川敷地等の公示……………(河川課) 2	
公 告	
○土地改良区の役員の就退任の届出……………(農村整備課) 2	
○土地改良区連合の役員の退任の届出……………() 2	
○県営土地改良事業計画の変更……………() 3	
○県営土地改良事業に係る換地計画の策定……………(農村整備課) 3	
○基本測量の実施の通知(3件)……………(管理課) 3	
公安委員会公告	
○警備員指導教育責任者講習の実施について(2件)…………… 3	
選挙管理委員会告示	
○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数…………… 5	
○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数…………… 5	

告 示

宮崎県告示第652号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例(昭和52年宮崎県条例第27号)第14条第1項の規定により、青少年に有害な興行として次のものを指定した。

平成21年10月5日

宮崎県知事 東国原 英 夫

指定番号	種類	題 名	製作・配給会社名	指定年月日
21年-34	映画	人妻痴情 しとやかな性交	オーピー映画	平成21年9月25日
21-35	映画	若義母 むしゃぶり喰う	オーピー映画	
21-36	映画	壺姫ソープ ぬる肌で裏責め	オーピー映画	
21-37	映画	夜のタイ語教室 いくまで我慢して	新日本映像	
21-38	映画	熟女 淫らに乱れて	新東宝映画	
指定理由	内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、青少年に粗暴性若しくは残虐性を生ぜしめ、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。			

宮崎県告示第653号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第2項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成21年10月5日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 串間市大字市木字長迫 2854-12、2854-15、2854-28、字迫田3112-21
- 2 指定の目的 干害の防備

3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに申間市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 654号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の2第2項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成21年10月5日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 北諸県郡三股町大字樺山字大谷67-4、67-7、67-39、67-47、67-53、67-58、67-60、67-62、67-64、67-66、67-79、67-81、67-95、67-98、67-112、67-124、67-125、67-135、67-137、67-144、67-147、67-149、67-208、67-229、67-231から67-234まで、67-244、67-248、67-258、67-262、67-271、67-284、84-13、93-34、93-35、93-38から93-40まで、93-77、字前山 342-3、342-4、342-11、342-12

2 指定の目的 干害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び北諸県農林振興局並びに三股町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 655号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令 (昭和40年政令第14号) 第49条の規定により、次のとおり公示する。

なお、関係図面は、宮崎県土木整備部河川課及び宮崎県延岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年10月5日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 河川の名称

一級河川五ヶ瀬川水系松山川

2 廃川敷地等が生じた年月日

平成21年10月5日

3 廃川敷地等の位置

延岡市松山町1221番 555

〃 460番 6

〃 1221番 554

〃 1221番 553

〃 1221番 444

4 廃川敷地等の種類及び数量

土地 1,108.48㎡

公 告

土地改良法 (昭和24年法律第 195号) 第18条第16項の規定により

、俵野土地改良区 (延岡市) の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成21年10月5日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役名	氏名	住 所
理事長	夏田 滋 次	延岡市北川町長井7010番地
理 事	児 玉 優 一	延岡市北川町長井6438番地34
理 事	横 山 一 則	延岡市北川町長井6636番地 2
理 事	横 山 文 明	延岡市北川町長井6724番地 1
理 事	矢 野 伸 一	延岡市北川町長井7461番地 7
監 事	児 玉 繁 良	延岡市北川町長井6726番地 1
監 事	横 山 伊三男	延岡市北川町長井6494番地 1

(任期：平成23年6月28日まで)

2 退任した役員

役名	氏名	住 所
理事長	横 山 伊三男	延岡市北川町長井6494番地 1
理 事	甲 斐 直 人	延岡市北川町長井6660番地
理 事	岩 田 数 馬	延岡市北川町長井6600番地
理 事	夏 田 栄 子	延岡市北川町長井6866番地 1
理 事	川 崎 末 弘	延岡市北川町長井7422番地 5
監 事	児 玉 繁 良	延岡市北川町長井6726番地 1
監 事	児 玉 万	延岡市北川町長井7005番地

土地改良法 (昭和24年法律第 195号) 第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、金丸堰土地改良区連合 (新富町) の役員の退任について次のとおり届出があった。

平成21年10月5日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 退任した役員

役名	氏名	住 所
理 事	金 丸 惣 次	新富町大字新田 11531番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条の 3 第 1 項の規定により、住吉地区県営土地改良事業（宮崎市、畑地帯総合整備事業）に係る土地改良事業計画を変更する。

なお、関係書類を次のとおり縦覧する。

平成21年10月 5 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 縦覧に供する書類
変更に係る土地改良事業計画書写し
- 2 縦覧期間
平成21年10月 5 日から平成21年11月 2 日まで
- 3 縦覧場所
宮崎市役所農村整備課内

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第89条の 2 第 1 項の規定により、浦之名地区 4 換地区県営土地改良事業（宮崎市、県営経営体育成基盤整備事業）に係る換地計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成21年10月 5 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 縦覧に供する書類
策定に係る換地計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成21年10月 6 日から平成21年11月 4 日まで
- 3 縦覧場所
宮崎市高岡総合支所
- 4 その他
この公告に係る換地計画（以下「この計画」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して異議申立てをすることができる。
また、異議申立ての決定に対して不服があるときは、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、当該決定に対する取消しの訴えを提起することができる。
なお、土地改良法第89条の 2 第 4 項において準用する同法第87条第10項の規定により、この計画についての異議申立てに係る決定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。

測量法（昭和24年法律第 188号）第14条第 1 項の規定により、基本測量の実施について、国土交通省国土地理院長から次のとおり通知があった。

平成21年10月 5 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 作業の種類
基本測量（地理識別子整備業務）
- 2 作業地域
宮崎市、都城市、延岡市、日南市、日向市
- 3 作業期間
平成21年 9 月28日から平成22年 3 月26日まで

測量法（昭和24年法律第 188号）第14条第 1 項の規定により、基本測量の実施について、国土交通省国土地理院長から次のとおり通知があった。

平成21年10月 5 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 作業の種類
基本測量（基準点現況調査作業）
- 2 作業地域
宮崎市、都城市、延岡市、小林市、日向市、西都市、日南市、宮崎郡清武町、北諸県郡三股町、西諸県郡高原町、東諸県郡国富町、児湯郡高鍋町、新富町、川南町、都農町、東臼杵郡門川町
- 3 作業期間
平成21年10月 1 日から平成22年 2 月26日まで

測量法（昭和24年法律第 188号）第14条第 1 項の規定により、基本測量の実施について、国土交通省国土地理院長から次のとおり通知があった。

平成21年10月 5 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 作業の種類
基本測量（基盤地図情報整備業務）
- 2 作業地域
新富町
- 3 作業期間
平成21年10月27日から平成22年 3 月26日まで

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第20号

警備業法（昭和47年法律第 117号。以下「法」という。）第22条第 2 項に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成21年10月 5 日

宮崎県公安委員会委員長 野 中 玄 雄

- 1 講習の種類、警備業務の区分、実施日及び定員

種 類	警備業務区分	講 習 の 実 施 日	定 員
追加取得講習	3号警備業務	平成21年12月 2 日(木)から12月 4 日(金)まで	20名

- 2 講習の対象者
 - (1) 追加取得講習
講習の対象者は、受講申込みする当該警備業務区分以外の区分の資格者証又は講習修了証明書を有する者で、かつ、受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。
ア 最近5年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
イ 検定規則第 4 条に規定する 1 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている者
ウ 検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者
エ 旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 1 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者
オ 旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって

、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者

3 講習の場所

宮崎市学園木花台西2丁目4番地3
宮崎地域職業訓練センター 電話0985-58-1554

4 受講申込書の提出方法等

(1) 提出先

受講申込者の住所地を管轄する警察署とする。ただし、受講申込者が警備員である場合は、その属する営業所の所在地を管轄する警察署でも良いこととする。

(2) 提出日時

警備業務の区分	提出日時
3号警備業務	平成21年10月22日(木)から10月30日(金)の午前9時から午後5時まで(土、日を除く。)

(3) 提出方法

提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての代理申込については認める。郵送による申込は認めない。

(4) 提出書類等

ア 受講申込書(受講申込者の写真(申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景のもの)を貼り付けたもの)

イ 2に掲げる要件に該当することを証明する次の書面

(ア) 2の各アに該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務従事証明書及び履歴書

(イ) 2の各イに該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し

(ウ) 2の各ウに該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(エ) 2の各エに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し

(オ) 2の各オに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

ウ 資格者証又は講習修了証明書の写し(追加取得講習受講者に限る。)

5 手数料

受講申込時、次表の手数料に相当する額の宮崎県証紙により納入すること。

講習別	警備業務区分	手数料
追加取得講習	3号警備業務	14,000円

納入された手数料は、受講辞退その他のいかなる場合にも返還しない。

6 その他

(1) 受講申込の受付が終了後、その旨、社団法人宮崎県警備業協会(電話代表0985-28-0518)に連絡すること。

(2) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用する。

(3) 本件に関する問い合わせは、宮崎県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係(電話代表0985-31-0110)に行うこと。

宮崎県公安委員会公告第21号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成21年10月5日

宮崎県公安委員会委員長 野中玄雄

1 講習の種類、警備業務の区分、実施日及び定員

種類	警備業務区分	講習の実施日	定員
新規取得講習	4号警備業務	平成21年12月7日(月)から12月11日(金)まで	30名

2 講習の対象者

(1) 新規取得講習

講習の対象者は、法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証(以下「資格者証」という。)又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「講習修了証明書」という。)を有しない者で、かつ、受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

ア 最近5年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る法第23条第4項に規定する合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者

エ 検定規則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者

3 講習の場所

宮崎市学園木花台西2丁目4番地3
宮崎地域職業訓練センター

電話0985-58-1554

4 受講申込書の提出方法等

(1) 提出先

受講申込者の住所地を管轄する警察署とする。ただし、受講申込者が警備員である場合は、その属する営業所の所在地を管轄する警察署でも良いこととする。

(2) 提出日時

警備業務の区分	提出日時
4号警備業務	平成21年10月22日(木)から10月30日(金)の午前9時から午後5時まで(土、日を除く。)

(3) 提出方法

提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての代理申込については認める。郵送による申込は認めない。

(4) 提出書類等

ア 受講申込書(受講申込者の写真(申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景のもの)を貼り付けたもの)

イ 2に掲げる要件に該当することを証明する次の書面

(ア) 2の各アに該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務従事証明書及び履歴書

(イ) 2の各イに該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し

(ウ) 2の各ウに該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(エ) 2の各エに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し

(オ) 2の各オに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

5 手数料

受講申込時、次表の手数料に相当する額の宮崎県証紙により納入すること。

種類	警備業務区分	手数料
新規取得講習	4号警備業務	34,000円

納入された手数料は、受講辞退その他いかなる場合にも返還しない。

6 その他

(1) 受講申込の受付が終了後、その旨、社団法人宮崎県警備業協会(電話代表0985-28-0518)に連絡すること。

(2) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のため

に必要な範囲でのみ利用する。

(3) 本件に関する問い合わせは、宮崎県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係(電話代表0985-31-0110)を行うこと。

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第72号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、平成21年9月18日現在次のとおりである。

平成21年10月5日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川崎 浩 康

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 18,728人

選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数) 222,729人

宮崎県選挙管理委員会告示第73号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、平成21年9月18日現在次のとおりである。

平成21年10月5日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川崎 浩 康

えびの市選挙区 6,385人

--	--